

フランス第三共和制における共和主義教育の確立と国民統合

——一八八〇年代教育改革におけるライシテの意義——

はじめに

渡辺洋三によれば、「解釈改憲」を典型とする法イデオロギー的な観念操作によって体制支配の正当性を維持している国家権力は、その「虚構性」を隠蔽するために、社会的・文化的な領域における国民の活動に対する国家統制を不断に継続しなければならぬ⁽¹⁾。その脈絡で、公教育領域に対する国家統制は、たとえば、執拗な教科書攻撃となって現れた。これに対して、権力の「虚構性」を暴く健全な憲法意識に満ちた国民の形成の問題が、憲法理念の擁護にどれほど重要な意味をもつかは、論をまたないところである。そうした「国民の健全な憲法意識」の形成を任務とするのが「憲法教育」であると思わ

れる。したがって、「憲法教育」の帰趨は、日本における立憲主義のあり方を左右するほどの重要性を帯びるものであり、その点で、先に述べたような、憲法理念を擁護する主体としての「国民」の形成の問題と密接な関係を有しているのである。

筆者は「憲法教育」に関する小論の発表を予定しているが、そこでは、「憲法教育」のあり方を探るための前提作業として、「憲法教育」の理論面に内在する問題点の抽出を試みるつもりである。具体的には、「憲法教育」(または教育一般)の第一義的な役割を「憲法保障」に帰するとみられる諸見解の妥当性を検討するというものである。そこに検討の焦点が絞られたのはなぜか。一般的に、「近代国家」は、その支配を堅固にするために民

今 野 健 一

衆の同意を継続的に確保しなければならなかった。その場合、国家のイデオロギーの注入装置としての学校とそこで行われる教育が果たした役割は、非常に重要なものであったと思われる。換言すれば、国家体制の性格による違いはあるにせよ、学校・教育のもつ重要な任務の一つとして「体制の維持・防衛」ということが考えられていたのではないか、ということである。それは、現代では、かかる小論で検討するように、とくにドイツにおいては顕著に見られるのであるが、では、そうした行き方は果たして妥当なものであるか、また、論者の主観的意図はどうあれ、それと軌を一にすると思られる、日本における諸見解は、どのように評価されるべきか——こうした点に解明すべき問題が潜んでいると思われるのである。

かような問題意識への示唆を得るために、革命期以降のフランスの教育法制における、とくに体制側からのアプローチの状況の歴史的・実証的な研究を行うことが、今後の課題であると考えている。周知のように、フランスの憲法制度は、一七八九年の革命以来、非常に激しい変転を経験し、諸憲法が採用した政治体制の種類も立憲君主制・帝制・共和制と多様である。それゆえ、体制の

変更に伴い、新たに樹立された体制による自己防衛が、いかなるシステムを通じて行われたか、また、そのとき教育はいかなる役割を期待されたか、という問題を考察するうえで、フランスには素材としての豊かさが認められるのである。本稿は、上記の構想の一環をなすものとして、フランス第三共和制期における教育のライシテ(ラシテ)への軌跡と、ライシテによる共和主義的な教育の確立が表象する意味を明らかにすることを目的としている。その際、具体的には、一八八〇年代の一連の教育改革と、その原動力の役割を果たしたオポルテュニスム共和派、とりわけジュール・フェリー(およびその協力者)の思想を検討するというアプローチをとることにする。

I 第三共和制の成立とオポルテュニスムの展開

一八七一年五月のコミューン壊滅後、国民議会が最初に直面した課題は、王制か共和制かという政治体制の選択の問題であった。この議会は、戦争継続か講和かを決定するために召集されたものであった。六五〇名の議員

のうち、およそ四〇〇名の王党派が含まれていたが、注意すべきことは、彼らは、戦争続行を支持する共和主義者に対し、平和の信奉者としての態度を示すことで、平和を望む農村の意向をその議席に反映させていたということである。⁽³⁾ コミューン後の政体決定において王制を復活するのは、民衆の政治意識の前進と共和制の要求の高まりという現実の政治状況を考慮すれば、不可能であったし、かつ危険でもあった。それゆえ、行政長官ティエールは、「共和政というシンボルそのものが、革命派から新たな口実を奪い取るものとして重要で、共和政は革命の流れに運河を開いてそらせる政体⁽⁴⁾」であると考え、共和制、しかし社会的共和制に対抗するものとしての「保守的共和制⁽⁵⁾」を方向づけたのである。

共和制支持のうねりは確実に高まっていた。一八七三年の世界恐慌を起点とする経済・金融恐慌に直面した上層ブルジョワジーは、王党派の王制復活運動による政治的混乱の拡大を憂慮し、「保守的共和制」の制度的樹立に向けて大きく動き出した。さらに、一八七四年以降のボナパルティスムの急速な復興により政治的な危機感が増大したことで、共和制の制度化のための動きが促進さ

れ、いわゆる「一八七五年憲法」が生み出されることになった。⁽⁶⁾ すでに一八七四年六月、カジミール・ペリエによって提出されていた法案は、「共和国政府」という定式を含んだものであった(同案は、同年七月に三四一対三六九で否決された)。翌年一月二八日、ラブレリーの修正案(共和国政府は、二つの議院と一人の大統領から構成される)が提案された。結局、それは三三六対三五九で否決されたが、中央右派の一二人が中央左派とともに賛成にまわるなどしたため、賛成票・反対票の差は二三票という僅差になった。翌々日の三〇日には、穏和共和派のヴァロンの修正案(共和国大統領は上下両院によって選出される。任期は七年で再選可能である)が、ついに三五三対三五二という僅か一票差で可決された。⁽⁷⁾

この後間もなく、右の規定を含む「公権力の組織に関する一八七五年二月二五日の法律」が成立する。この法律と、「上院の組織に関する一八七五年二月二四日の法律」、「公権力の関係に関する一八七五年七月二六日の法律」の三つの法律が、「一八七五年憲法」と呼ばれるものである。中央両派の妥協の産物であるこの憲法の成立

には、どのような思惑があったのか。モリス・デュヴ
 エルジュは、その事情を次のように説明している。「中
 央右派は、議会君主制の信奉者で、議会制度が確立され
 るかぎりにおいて共和主義的な形態の制度を受け入れる。
 彼らは、いつか王が共和国大統領に取って代わることが
 可能になることを期待するのである。……共和派は、議
 会制というものが、今までイギリスに做った君主制にお
 いてしか機能しなかったがために、かかる制度には魅力
 を感じないのであるが、共和制が彼らに与えられるとい
 う理由から、この制度を受容するのである」⁽⁸⁾。

共和派は、一八七七年にその「決定的確立」⁽⁹⁾をみた議
 会共和制の下で躍進を続けたが、その内部では政治勢力
 の再編成が進行していた。急進共和派のガンベッタは、
 ティエールの保守的共和制を継続すべく、ベルヴィル綱
 領(一八六九年)における共和主義的な諸政策綱領を放
 棄する。彼は大資本との提携を構想し、それぞれ上層産
 業資本・大金融資本と結合した共和左派(フェリー
 派)・中央左派への接近を図る。こうした共和諸派の提
 携によって成立する路線こそ、「オポルトニスム」
 (opportunisme)といわれる政治路線である。一八八

〇年代の共和派の政策を象徴する「オポルトニスム」
 は、主に共和左派によって主導される。その政策の柱は、
 対外的にはジュール・フェリーによって積極的に推進さ
 れた海外膨張政策であり、内政的には、国内経済の沈滞
 に対応するための積極的な経済政策(「フレイシネ・ブ
 ラン」の採用)と、そうした経済政策よりも重要なもの
 とさえ考えられた「教育の共和主義的改革」であった。

II 第三共和制における教育改革

一八七七年五月の下院での演説におけるガンベッタの
 有名な言葉(「教権主義、それこそが敵だ」⁽¹¹⁾)が示すと
 おり、共和派にとって、カトリック教会が体現する教権
 主義は、共和制に敵対するものとして放置しえないもの
 であった。なぜなら「カトリック」は王党派の同義語だ
 ったからである⁽¹²⁾。ところが、第三共和制初期には、議会
 における王党派の強い影響力の下に、教権主義的な色合
 いの濃い教育政策がとられた。しかも、マクマオンの
 「道徳秩序」(ordre moral)の体制は、宗教国家の観念
 の復興すら考慮していた⁽¹³⁾。国家の宗教的な観念をライシ
 テという言葉に象徴される「新しいもの」に置き換える

ことを望む共和主義者と、「道徳秩序」の体制との対立は、避けられない事態であった。こうした非宗教性・世俗性という教義を信奉する共和派にとって、王党派と密接に通じているカトリック教会との政治的対立は、教育の領域をその主な舞台とする。なぜなら、「選挙における勝利のカギを握るのは、カトリックの場合、宗教教育に有利な法律なのであり、逆に共和派にとっては、非宗教的な教育に有利な法律だからである」⁽¹⁴⁾。

ところで、オポルテュニスム共和派の反教権主義の最大の狙いは、第三共和制の強固な基盤であり、保守王党派の拠点でもあるフランス農村におけるカトリックの強い影響力を払拭して、共和制に農民層を組み込むことであつたといえよう。「大衆農民が、一方では教会の、また他方では伝統的な名望家のくびきから解放されるため、教育を施されないう限り、共和制はフランスにおいて継続的に定着することはないであろう」と共和派はみていたのである。⁽¹⁵⁾ 後述するように、「国民統合」の達成（＝共和制の防衛）という政策課題こそは、第三共和制の一連の教育改革と、それに携わった共和主義者たちとくに一八八〇年代のオポルテュニスムを主導した共和

左派の指導者ジュール・フェリーの思想を貫くライオンモチーフであつた。

(一) 反修道会闘争

一八七九年に、フェリーは、大学の学位授与権の国家独占と非公認修道会の教育権剝奪を目的とする法案を議会に提出した。学位授与権の奪還には容易に成功した。

しかし、同法案の第七条⁽¹⁶⁾に具現された非公認修道会の排除というテーマは、カトリック教会や保守層の激しい反対を招いた。当時の宗教コレージュの大部分は非公認修道会（イエズス、マリスタ、ドミニコ）に属していたが、フェリーは、この第七条が主としてイエズス会に向けられたものであることを隠さなかつた。「諸君、我々がフランスの若者の魂を引き離すことを望むのは、まさにイエズス会からなのだ」⁽¹⁷⁾。一八八〇年当時、男子の公立初等学校では、四万六千人の世俗職員に対し、宗教的な職員が九千九百人、女子では、前者が二万六千人に対して、後者は三万九千人を数えた。⁽¹⁸⁾ 教育を通じての社会に対する聖職者の影響力は、教会の懐において国家の将来の枠組みが形成されることを必然の成り行きとしていたのであり、それに専心していたのが修道会であつた。「神の

人々」は常に共和制に反対するよう動機づけられることになるのである。⁽¹⁹⁾フェリーは、一八七九年四月二三日のエピナルでの演説において、家父の自由に対する国家理性の優越を強調する一方で、二つの若者世代の対立に危惧を表明していた。⁽²⁰⁾すなわち、フェリーは、教会と国家によって別個に教育されることで生まれる二つの若者世代—反革命的な世代と、一七八九年を解放として尊ぶ世代—が、あらゆる経済・社会生活において対立する可能性があることを危惧し、フランスは決してそれを望まないとするのである。ここには、フランスにおける共和制存続の条件として、社会内対立の解消と社会平和の維持が必要であるという考え方が現れている。

意外なことに、フェリーのこの提案は、共和派の上院において、中央左派のジュール・シモンの抵抗に直面した。⁽²¹⁾シモンの報告を受けて、上院は第七条を否決したのである。しかし、共和多数派は、一八八〇年三月二十九日の二つのデクレによって、その目的を達した。かかるデクレは、イエズス会の解散と他の修道会の認可制の施行を定めるものであり、これによって二六一の修道院が閉鎖され、五六四三人の修道士が追放された。⁽²²⁾

(二) 初等教育の無償制

初等教育における無償制を確立したのは一八八一年六月一六日の法律である。この法律をめぐる議論⁽²³⁾においては、右翼、なかでもアンジェーの司教フレッペルが無償制反対の論陣を張ったが、後の教育のライシテをめぐる議論ほどの激しさはなかった。この議論において、最も注目し値すると思われるのは、無償制を社会統合の手段とみなすフェリーの次のような指摘である。フェリーは言う。「我々の社会、今日のフランスのような社会にとって、近い将来、祖国の旗の下に組み入れられるようになる子どもを、学校で混ぜ合わせる必要があるのである」と。

同法第一条は、「公立初等学校・公立幼稚園のいずれにおいても、もはや授業料は徴収されない。師範学校における寄宿舎の費用は廃止される」と規定していた。教師の報酬は、市町村が全額負担させられていたが、第六条では、いかなる教師も法律施行以前の三年間に享受してきた最高報酬額を下まわる額を受け取ることができないと定められていた。なお無償制が中等教育に拡充されたのは、ようやく一九三三年のことであり、また、第三

共和制において高等教育の無償は制度化されなかった。⁽²⁴⁾

(二) 初等教育の就学義務

一八八二年三月二八日の法律は、公教育のライシテも含んでいるが、便宜上ここでは就学義務に関する部分のみを取り上げる。フェリーが、およそ六二万四千八人の子どもの識字率向上対策として就学義務に関する法律案を提出したのは、一八八〇年一月二〇日のことである。⁽²⁵⁾

審議の過程で、義務を糾弾するフレッペルは、「義務」という言葉の曖昧さが問題になるとし、事実、道徳的義務と法的強制との間には顕著な相違があるのであり、⁽²⁶⁾と教育に関しては法的強制は認められないと主張した。

これに対して、たとえば、フェリーの腹心のポール・ベールは、「法律は国家の利益と祖国を擁護するために、家庭から子どもを取り上げないであろうか」と述べて国家理性の優越を主張した。また、就学義務は、無気力や無関心、貪欲な打算の克服に必要な武器であるとするフェリーは、民衆教育の発展には何らの強制も必要ではないとするフレッペルの主張に対して、「共和制とデモクラシーは待っている時間はないのである」とし、「就学義務は、それが一定の年数、機能したところはどこでも、

公衆の意識に新しい義務の観念を深く根付かせるという効果をもつのである」と述べている。⁽²⁷⁾

一八八二年三月二八日法は、第四条で、「初等教育は、満六歳から一三歳までの男女いずれの子どもについても義務である。それは、初等または中等教育施設か、公立または私立学校か、家父自身または彼が選ぶ他のすべての人間により家庭においてか、いづれかの場所で与えられることができる」と規定する。市町村ごとに就学を監督・奨励するための市町村教育委員会の設置が定められ(第五条)、就学年齢にある子どもを就学させない家父や後見人あるいは学校関係者に対する制裁が宣言された。

(四) 初等教育のライシテ

(a) 教育課程のライシテ ファールー法 (La Loi Falloux) と呼ばれる一八五〇年三月一五日の法律は、公初等教育を聖職者の直接的な影響の下に置くなど、反動的な内容をもつものであった。とりわけ、初等教育の教育内容を定めるその第二三条では、道徳教育と並んで宗教教育を規定していた。教会権力がそのような初等教育を通じて反動思想を鼓吹するという状況は、反教権主義を掲げる共和派をして教育領域におけるライシテに最

も熱意を注がしめた。フェリーにとっては、初等教育が義務であるとき、公初等教育が教育課程・教職員に関して非宗教的なものであるということは当然であった。しかも、教育のライシテは、フランス革命とともに開始された非宗教化運動の論理的な到達点にすぎない。「公務の第一のものである公教育は、遅かれ早かれ、一七八九年以来、政府・制度・法律がそうされたように、非宗教化されねばならない」と彼は述べている。しかし共和派は、ここでカトリックや右翼からの激しい抵抗に遭遇するのであり、その結果、一八八二年三月二八日の法律における教育のライシテは、教職員のライシテには及ばず、教育課程にとどまることになる。

初等教育のライシテは、三月二八日法の冒頭の三カ条に現れている。⁽²⁹⁾ 第一条では、「初等教育は道徳および公民科教育……を含む」とされ、ファルー法の二三条が廃止された。これにより宗教教育は教育課程から消滅することとなった。この点が法案反対派による最も激しい抗議を招いた部分であり、彼らは、神のいない学校は、近い将来、神に反対する学校になるであろうと考えたのである。⁽³⁰⁾ しかし、同法は、その第二条で、「公立の初等学

校は、親が望むならば、学校施設外で、親が自分の子どもに宗教教育を与えることができるように、日曜日のほかに週一日を休業とする」と規定し、自分の子どもに宗教教育を受けさせる親の権利を保障すべく配慮している。

(b) 教職員のライシテ 一八八二年法では教育課程のライシテのみが実現したにとどまり、それゆえ公認修道士は、フェリーの改革後も公立学校の教師であり続けたし、公立学校の教師になることもできた。教職員のライシテが法制化されるのは、一八八〇年代の共和派の教育改革の到達点をなすものである一八八六年一月三〇日の法律(ゴブレ法)においてである。その第一七条は、「すべての種類の公立学校において、教育は専ら世俗教職員に委ねられる」と規定しており、また第一八条は、男子校について、修道会教職員から世俗教職員への入れ換えを法律の公布後五年で完了することを定めている。こうした改革にもかかわらず、教育のライシテはなお徹底せず、教権主義派と反教権主義派との対立が継続する。教育のライシテが実現されるには、非公認修道会の教育禁止を定める一九〇一年七月の法律や、すべての修道会に教育を禁止する一九〇四年七月の法律、国家と教会の

分離を法制化する一九〇五年の政教分離法を待たねばならなかった。

III ジュール・フェリーにおける教育の

ライシテと国民統合

共和派オポルトユニスムの唯一ともいえる確固たる政治信条である「反教権主義」は、共和制に敵対する保守王党派と緊密に結合したカトリック教会の政治的影響力を窒息せしめることと、教会の影響力の下にあった「小土地所有層のオポルトユニスム体制秩序内への把握」によって共和制の基盤を確保することを目標としていた。

フェリーを原動力とする一連の共和主義的教育改革、すなわち、第七条問題における反修道会政策も含め、一八八二年法に見られる学校教育課程のライシテと一八八六年法に見られる教職員のライシテにもまた、共和派の反教権主義の意思が深く刻印されている。反教権主義的教育改革（または反教権主義それ自体）に対してとられる姿勢は、「左翼と右翼の境界線を決定するための試金石 (Pierre de touche) の役目を果たしうる」といわれる所以である。ところで、フェリーの思想においては、

それらの教育改革（とくに、一八八二年法による「道徳・宗教教育」から「道徳・公民科教育」への転換）におけるライシテは、どのように位置づけられていたのだろうか。そして、ライシテと非宗教化された教育の目指すものとは、一体いかなるものだったのであろうか。

自由主義的で非宗教的な (laïque) 国家の公役務すなわち教育は、他のあらゆる公役務と同様に、意見や信条に関する中立性の原則によって支配される。しかし、かかる原則は、教育に関しては、精神の形成を指す職務の目的それ自体を考慮すれば、特別な重要性を帯びている。したがって、中立性原則は、いまだ一般的な領域に妥当していない場合であっても、教育の領域では不可欠なものとされるのであり、公教育のライシテが一九〇五年の法律による国家のライシテに先行した所以である。⁽³³⁾ 教育が義務であるとき、学校において宗教教育が与えられるとすれば、それは種々の異なる信仰をもつ子どもの信仰の自由を侵害せずにはおかないはずであるから、教育課程のライシテが就学義務に付帯したのは当然であるといえよう。事実、フェリーによれば、教師の宗教的中立性 (neutralité confessionnelle) は、信条および信仰の尊

重を命じているのであり、それゆえ、「無宗教的・反宗教的な教育」を与える教師に対しては、重い制裁を加えることが必要である。「もし公立学校の教師が、誰の宗教的な信条であっても、それらに敵対的・侮辱的な教育を学校において行うことに没頭するならば、彼は、それ以外の、生徒を打擲したり罪となるべき暴力を生徒にふるうなどの非行をはたらいた場合と同様に、厳しくかつ即時に処罰されるであろう」⁽³⁴⁾。一八八三年一月一七日の教師宛の通達において、フェリーは次のような中立性の定式を示していた。「教師は、自分の言葉または態度によって、彼の配慮に委ねられた子どもの宗教的な信条を傷つけるようなこと、子どもの精神に混乱を持ち込むようなこと、教師の側から、いかなる見解に対してであれ尊重や慎重さの欠如を示すようなこと、こういっただことはすべて不適当な行為として避けなければならぬ」⁽³⁵⁾。またポール・ペールは、「すべてのものに課される教育は、一部の人々の良心を傷つける危険を冒してはならない。それは、すべての宗教的な選択から等距離にあるだろう。その場合、その教育は非宗教的で中立なものとなるであろう」⁽³⁶⁾と述べている。

反教権主義的な共和主義者たちの間で、ライシテは反宗教・反カトリック闘争のための有力な手段であると見る見方のあったことは、しばしば指摘されるところである⁽³⁷⁾。それにもかかわらず、フェリーにとっては、ライシテは反宗教のための闘争を含蓄してはいない。フェリーは言う。「フランスにおいては国教は存在しない。しかし国家の無宗教もまた存在しないのである。……我々は、私が政治的カトリシズムと呼ぶ一定のカトリシズムに反対する国家の権利を擁護することを任されているのである。宗教的なカトリシズムに関しては、国家と諸宗派を結びつける契約の限界内で我々の尊重と保護を受ける権利をもつのである。……そうなのだ、反教権主義闘争なのであって、決して反宗教闘争ではないのである」⁽³⁸⁾。

しかしながら、共和主義的な学校の創設者たちは、非宗教的な学校・中立的な学校は、あらゆる信条を尊重するということを明確に示しながらも、こうした学校に特定のイデオロギー的な方向性を与えていたことが指摘される。このことを裏書きするフェリーの言明がある。彼は言う。「我々は、宗教的な中立性を約束したのであって、政治的な中立性と同様、哲学的な中立性を約束し

たのではない⁽³⁹⁾。ジャン・マリー・メイユールによれば、ここで暗示されているのは、教育課程のライシテによって現れるべき「付加形容詞なしの」(sans épithète) 道徳教育と、教師によって教育されるべき諸価値の問題であった⁽⁴⁰⁾。この問題に関して、たとえば、フォン・トネ・オ・ロズの第一女子師範学校に奉職していたフェリック・ス・ペコーによって「平板、無味乾燥かつ俗悪」と形容された世俗的な道徳教育が、いかなる困難に遭遇するかというテーマは、それ自体、いくつかの非常に重要な論点を内包しているが、本稿では取り扱うことができない。

ここで注目すべき問題は、道徳教育のライシテが、一体、何を指したものであったのかということである。かかる問題を考察するうえで、次のような一連の事実は非常に示唆的である。すなわち、非宗教化されたはずの道徳教育課程に「神への義務」の教育を盛り込むことをフェリーが認めたこと⁽⁴²⁾、それに象徴されるように、「新しい」はずの道徳が旧態依然とした内容をもつものであった⁽⁴³⁾ということ、さらに、「フェリーにとって、『学校と教会の分離』とは、宗教がもはや学校の場合 (locaux) で教育されないということではなく、教師がもはや宗教

の教師ではないということの意味していた⁽⁴⁴⁾ということである。したがって、右の事実を踏まえるならば次のようにいうことができよう。すなわち、カトリックを中心とする宗教勢力が独占していた従来の「教権主義的」な(宗教)道徳教育を解体し、「ライシテ」の名の下に道徳を共和制国家に奪還すること、教会に代わって今度は国家が「道徳の教師」として君臨すること、これこそが道徳教育のライシテの真の狙いだったのではないか、ということである。

「道徳の教師」たる国家が様々な徳目のうちで最も重視していたのは、「愛国主義」(patriotisme)であった。熱狂的な愛国者であったガンベッタが、一八七一年六月に、「我々を(普仏戦争の)敗北に引き込んだものこそ、わが国民教育の劣等性であった」と叫んだ⁽⁴⁵⁾とき、フランスの国民教育に「愛国主義」が胚胎したといってもいいであろう。惨憺たる敗戦がフランスに残したものは、国民的な「精神」「意識」を回復するという重要な課題であり、「共和派にとって、学校とは、道徳的な『再生』という巨大な仕事の決定的な道具である⁽⁴⁶⁾」と考えられた。そこで、新しい共和主義的な公民精神の涵養

のための政策が体系的に実施されることになるのであるが、そこにおいて基本的な位置を占めたのは、愛国主義とりわけ軍事的な愛国主義であった。しかも、愛国的な熱情が横溢していた当時の社会状況において、公立学校では、フランス教育連盟の主宰者であるジャン・マセラ、世俗教育の理論家たちが先頭に立って軍事的な準備や愛国主義の高揚に力を貸したのである。当時の教師の愛国主義的な役割について、ジャン・ディーツは次のように述べている。「教師は……自分たちの愛国的な役割がいかなるものかを確かに知っていた。それは、子どもにフランスとその軍隊への熱情的な愛情を教えることであり、学校をして兵營の玄関たらしめることなのである」⁽⁴⁷⁾。

愛国主義の発展は「公民科」教育によって担われる。ポール・ペールによれば、公民科教育においては、一方でフランス革命の優位性が強調されるべきである。「教師は子どもに君主制に対する民主制の優越を指摘しなければならぬ。いかに後者が平等の支配で前者が特権の支配であるか、一方が法律の体制で他方が専断の体制であるかを理解させなければならぬ」⁽⁴⁸⁾。他方で、学校は軍事的な精神の涵養や軍事訓練そのものを任務とすべき

であるとペールは言う。「愛国的な物語や歌、……射撃訓練といったあらゆる手段が、小学生に自国の軍事的防衛の準備をさせるために役立てられるべきである」⁽⁴⁹⁾。また、ペールは、「祖国」という宗教、熱狂的かつ理論的な崇拜と熱情、こうしたものこそが、我々が子ども的心情と精神に根付かせることを望み、骨の髄まで浸透させることを望んでいるものなのである。それは公民科教育が行うであろう」⁽⁵⁰⁾として、学校教育における愛国心の涵養を重要視するのである。要するに、公民科教育が担うべき共和主義的な役割とは、アンシャン・レジームに対する一七八九年の優位性を教育することで革命精神を鼓吹し、「一七八九年の継承者」としての共和制への市民の同意を継続的に確保すること、愛国精神の陶冶を通じて「祖国」(＝共和制)への国民統合を可能ならしめることであった。

おわりに

フェリー教育改革におけるライシテの意義は、どのよう捉えられるべきだろうか。それは一方で、宗教的カトリシズムとは明確に区別される教権主義＝政治的カト

リシズムの影響力を削減しようとする反教権主義闘争という側面から、他方で、共和制防衛のために「社会共同体に必要な精神的統合性を創設する」意思⁵¹⁾「国民統合」という側面から把握することができるように思われる。ライシテによって教会から切り離された学校は、「分離派をもたない宗教、すなわち祖国という宗教」をすべての子どもに教育する責務を負うのである。フェリ教育改革の主たる目的は、共和制防衛という統一のな標章の下で、国民を共和制に一元化する「国民統合」を実現することであった。そのためには、カトリック教会から道徳を奪還すること、すなわち、教権主義的な宗教道徳から共和主義的な非宗教的道徳への転換を図ることが是非とも必要であった。それは教育のライシテを梃子にして実現されたのである。

(1) 渡辺洋三「政治の虚構と憲法教育」教育四一一号（一九八二年）六一七頁。

(2) 「ライシテ」という言葉は、*laïque* という形容詞から派生し、第三共和制の初めにできたものであるといわれる。日本語に直す場合、「非宗教性」「世俗性」「政教分離」などの訳語が当てられるが、「ライシテ」とカタカナで表記するのが普通のようなのである。*laïque* の用例は、たとえば

第五共和制憲法の第二条（フランスは、不可分の、非宗教的（*laïque*）、民主的かつ社会的な共和国である）に見られる。ライシテの語源に関する説明としては、宮沢俊義「ライシテ（*laïcité*）の成立」同『憲法論集』（有斐閣・一九七八年）三三六頁以下が詳しい。なお、ライシテに関する日本語の論稿としては、大石真「ライシテ―その後」国学院法学一九巻四号（一九八二年）八一頁、同「ライシテの法と政治」国学院法学二〇巻四号（一九八三年）九七頁、小泉洋一「フランスの政教分離原則に関する一考察」阪大法学一三三二号（一九八四年）一四三頁、同「フランスにおける国家の宗教的中立性」甲南法学三二巻一・二号（一九九二年）一頁などがある。なお、とくに公教育のライシテに関しては、同「フランスにおける宗教と教育」宗教法八号（一九八九年）一四八頁がある。

(3) Duverger, M., *Éléments de Droit public*, 12^e éd., Paris, P. U. F., 1988, p. 56.

(4) 喜安朗「フランス第三共和政の形成と政治支配の論理」歴史学研究三五〇号（一九六九年）一一頁。

(5) Azéma, J.-P., Winock, M., *La Troisième République (1869-1940)*, Paris, Calmann-Lévy, 1976, p. 89.

(6) 中木康夫『フランス政治史（上）』（未来社・一九七五年）二二六―二二七頁。

(7) Miquel, P., *La Troisième République*, Paris, Fayard, 1989, pp. 182-183.

(8) Duverger, *op. cit.*, p. 58.

- (9) Azéma, Winock, *op. cit.*, p. 116.
- (10) 中木・前掲「二四七頁」。
- (11) J. O. Chambre des députés, 4 mai 1877, p. 3284.
- (12) Trolabas, J.-B., *La notion de laïcité dans le droit de l'église catholique et de l'état républicain*, Paris, L. G. D. J., 1961, p. 18.
- (13) Miquel, *op. cit.*, p. 165.
- (14) Rivero, J., "L' idée laïque et la réforme scolaire (1879-1882)", *Revue politique et parlementaire* (以下 R. P. P. 以下略), t. 148, 1931, p. 368.
- (15) Azéma, Winock, *op. cit.*, p. 160.
- (16) 「何人か、非公認修道会に所属するものが、うなるおのびおれ公認または私立の教育施設を種別とするような、その教育を与えるべきと認めてくれたら」。
- (17) ユナルの一九七九年四月五日の演説 Chevallier, J.-J., Conac, G., *Histoire des institutions et des régimes politiques de la France de 1789 à nos jours*, 8^e éd., Paris, Dalloz, 1991, p. 314.
- (18) Miquel, *op. cit.*, p. 254.
- (19) *Ibid.*, p. 255.
- (20) Robiquet, P., *Discours et opinions de Jules Ferry*, t. 3, Paris, A. Colin, 1895, pp. 54-58.
- (21) シャンパン、自由主義の立場から「リベラー派に対して」「諸君は任意の教義を強制する権利をもたない。諸君は、自由を愛し、それを保護する権利のみをもつのである」と
- 発言。シャンパンは「第七条は「無用」危険で、この上もなく拙劣なものであり、それが、有罪ではない、
「彼らにその権利」扱えしる被排除者のカテゴリーを設けること、それは自由の大體に阻害するに過ぎない」 cf. Chevallier, Conac, *op. cit.*, p. 315.
- (22) *Ibid.*, p. 316.
- (23) Fournier, Ch., *L' Enseignement français de 1789 à 1945*, Précis d' histoire des institutions scolaires, Paris, Institut pédagogique national, 1965, p. 190 et s.
- (24) *Ibid.*, p. 193.
- (25) Ponteil, F., *Histoire de l' enseignement en France (1789-1964)*, Paris, Sirey, 1966, p. 287.
- (26) Chevallier, P., Grosperin, B., *L' Enseignement français de la Révolution à nos jours*, t. II : Documents, Paris, Mouton, 1971, p. 270.
- (27) Fournier, *op. cit.*, pp. 196-197.
- (28) Robiquet, *op. cit.*, t. 4 (1896), p. 153.
- (29) 以下の「法文上は「リベリチ」の語は明示を要しなす。」
- (30) Chevallier, Conac, *op. cit.*, p. 319.
- (31) 中木・前掲「二四七頁」。
- (32) Goguel, Fr., *La politique des partis sous la III^e République*, 4^e éd., Paris, Éd. du Seuil, 1958, p. 53.
- (33) Rivero, J., *Les libertés publiques*, 3^e éd., Paris, P. U. F., 1983, p. 336.

- (37) Robiquet, *op. cit.*, t. 4, p. 228.
- (38) Colliard, C.-A., *Libertés publiques*, 7^e éd., Paris, Dalloz, 1989, p. 471.
- (39) Monchambert, S., *La liberté de l'enseignement*, Paris, P. U. F., 1983, p. 215.
- (40) cf. Chevallier, P., *La séparation de l'église et de l'école*, Jules Ferry et Léon XIII, Paris, Fayard, 1981, p. 286.; Troabas, *op. cit.*, p. 171.; Colliard, *op. cit.*, pp. 470-471.
- (41) Reclus, M., *Jules Ferry*, Paris, Flammarion, 1947, p. 178.
- (42) Robiquet, *op. cit.*, t. 4, p. 353.
- (43) Mayeur, J.-M., "Jules Ferry et la laïcité", in Furet, Fr. (dir.), *Jules Ferry, fondateurs de la République*, Paris, Colloque, 1985, p. 152.
- (44) cf. Troabas, *op. cit.*, p. 176 et s.
- (45) cf. Mayeur, *op. cit.*, p. 159, note (58).
- (46) たとえが、フエリーは、「我がが父祖の古き良き道徳」
「良き、古き、古来の人間道徳」こそが道徳であり、その確信を述べてゐる (*Ibid.*, p. 154)。なお、原聡介「国民的連帯に向かうフランス第三共和国」梅根悟監修・世界教育史研究会編『世界教育史大系三八・道徳教育史Ⅰ』（講談社・一九七六年）二二〇頁以下を参照。
- (47) *Ibid.*, p. 152. こがめ、フエリーは「司祭が授業時間外に禁校に自由に出入りたることを認められるよう望んでゐた (*Ibid.*, p. 151)。
- (48) キヌゾーヴの六月二十六日の演説。Barral, P., *Les fondateurs de la Troisième République*, Paris, A. Colin, 1968, p. 206.
- (49) Girardet, R., *Le nationalisme français 1871-1914*, Paris, A. Colin, 1966, p. 70.
- (50) Dietz, J., "Jules Ferry et les traditions républicaines", *R. P. F.*, t. 161, 1934, p. 493.
- (51) ノ・トウナンヴの一九一〇年三月二日の演説。Barral, *op. cit.*, pp. 168-169.
- (52) Dietz, *op. cit.*, p. 494.
- (53) Barral, *op. cit.*, p. 208.
- (54) cf. Azéma, Winock, *op. cit.*, p. 167.; Monchambert, *op. cit.*, p. 209 et s.; Chevallier, P., *op. cit.*, p. 288.; Ponteil, *op. cit.*, p. 285.
- (55) Robiquet, *op. cit.*, t. 6 (1897), p. 63.

(一橋大学大学院博士課程)